

第3章 NPO法人の管理・運営について

1 NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の報告

NPO法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書等（下表①～⑦の書類）を県知事に提出しなければなりません。

なお、県知事は、NPO法人から3年以上にわたって事業報告書等の提出が行われないときは、NPO法人の設立の認証を取消することができます。

○毎事業年度初めの3月以内に提出する書類

提出書類のリスト			参照ページ
①	事業報告書等提出書		61
②	事業報告書		62
③	活動計算書	計算書類	64
④	貸借対照表		68
⑤	財産目録		72
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）		87
⑦	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		88

(2) 貸借対照表の公告

NPO法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 官報に掲載する方法 ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。） ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法 |
|---|

（注1）①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります。また、一度掲載することで公告となります。

（注2）③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によ

る公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。

(注3) ③を選択した場合は、公告をしなければならない期間（以下「公告期間」という。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります。

(注4) ③を選択した場合、公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません。

- a 公告の中断が生ずることにつき NPO 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NPO 法人に正当な事由があること
- b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと
- c NPO 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと

(注5) ④の「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています。

(注6) ④を選択した場合、公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります。

(3) 役員変更等の届出

NPO法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更（注7）があった場合には、県知事に変更後の役員名簿を添えて、役員変更届を届け出なければなりません。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を県知事に提出する必要があります。（注8）

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります。

(注7) 「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- | |
|--|
| ①新任、②再任、③任期満了、④死亡、⑤辞任、⑥解任、
⑦住所又は居所の異動、⑧改姓又は改名 |
|--|

(注8) 「役員の住所又は居所を証する書面」は、原則、住基ネットを確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。

《参考》 定款による代表権の定めについて

平成 24 年 4 月 1 日に施行された法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合（注 9）には、その旨を登記しなければなりません。また、特定の理事（理事長等）のみが、NPO 法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、代表権を有しない理事については、登記する必要がなくなりました。

代表権を有しない理事を登記している場合は、「代表権の喪失」の変更登記を行わなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがあります。

（注 9）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該 NPO 法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○ 役員変更等の届出書類

(1) 役員変更があった場合に提出する書類

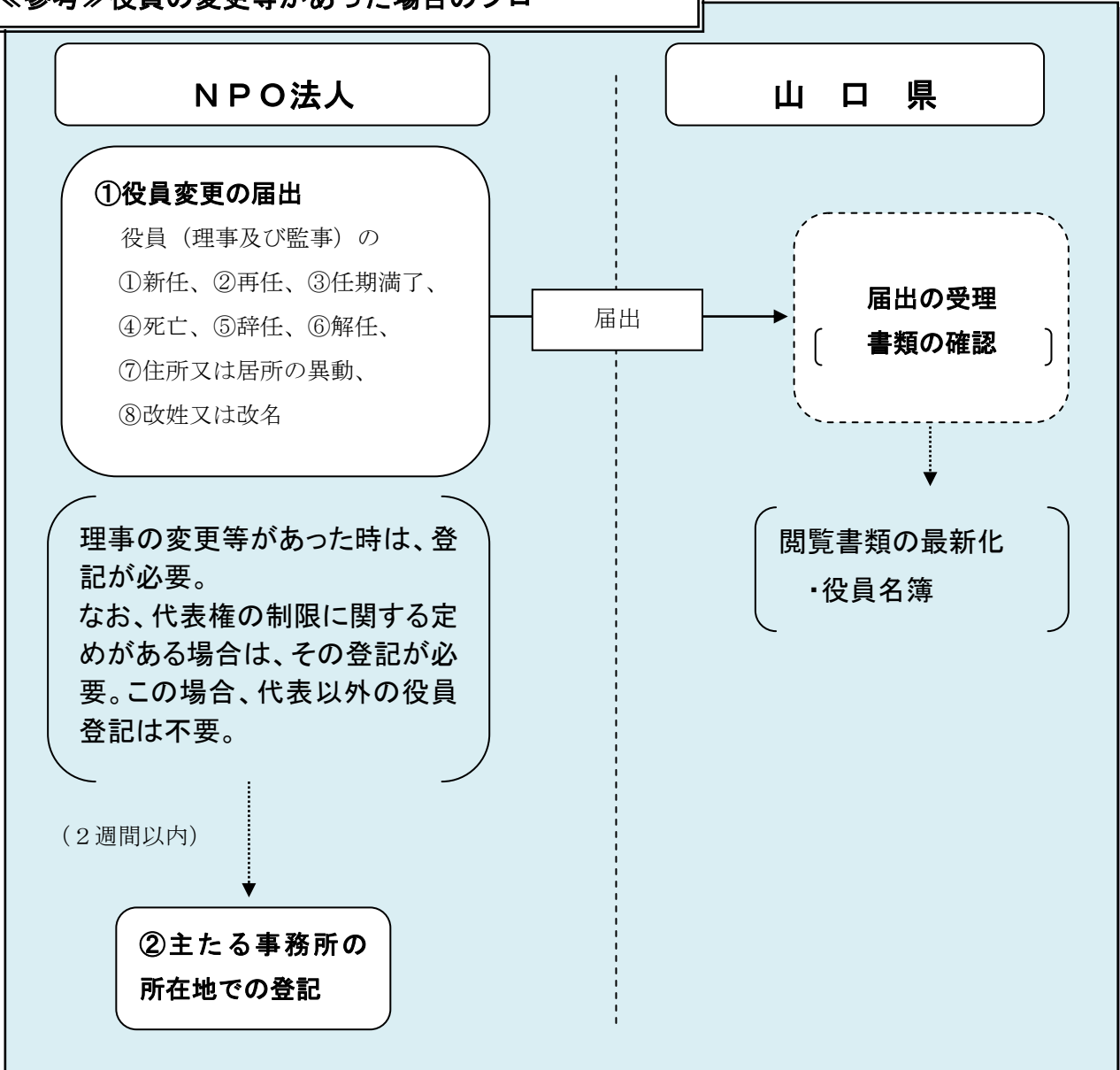
提出書類のリスト	参照ページ
役員変更届	89
変更後の役員名簿	28

(2) 前記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
就任承諾及び誓約書の謄本	90
役員の住所又は居所を証する書面（※）	—

※ 原則、住基ネットで確認しますので、提出する必要はありません。確認できない場合は、書面を提出していただくこととなります。

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



(4) 仮理事の選任

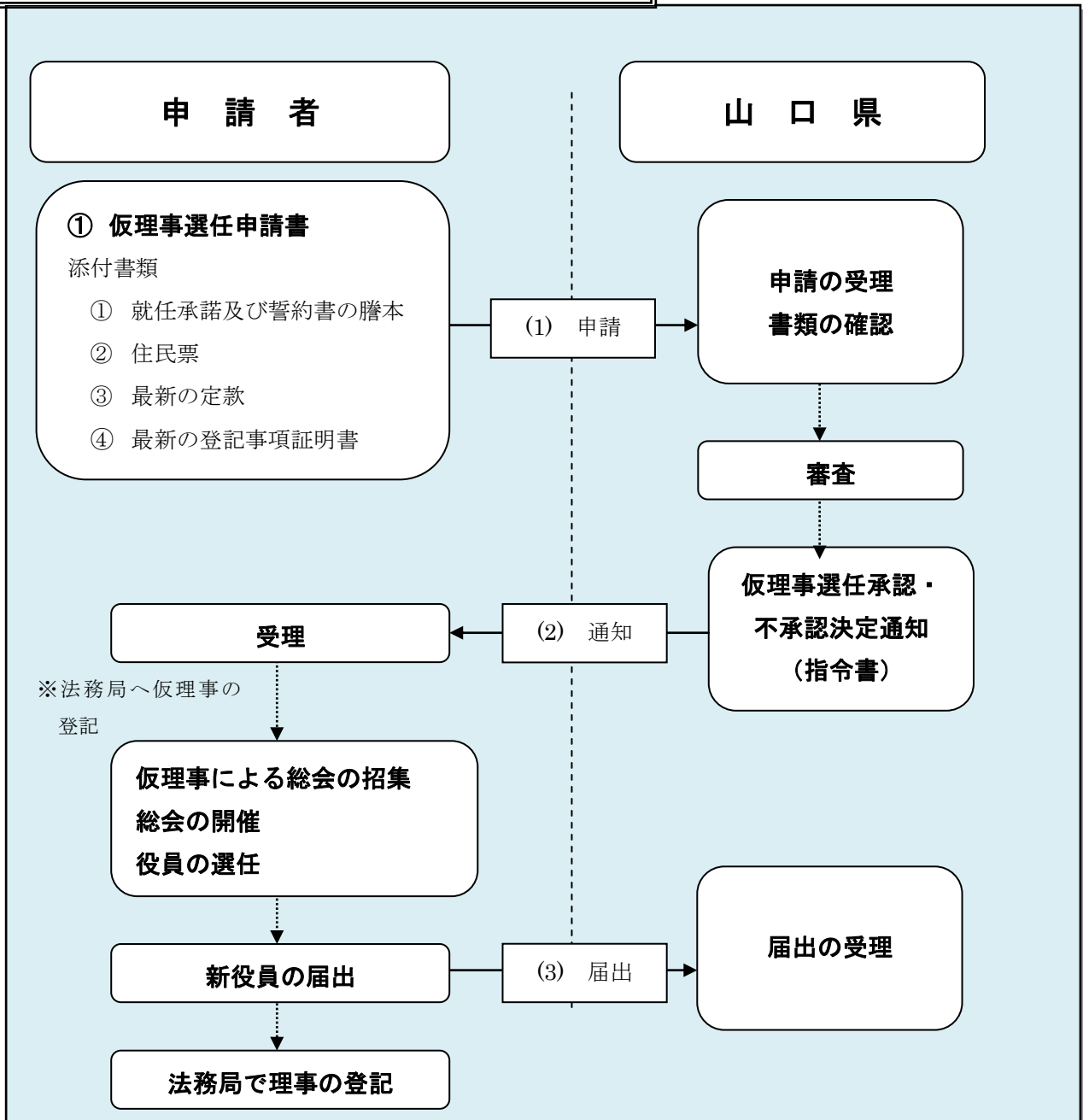
NPO法人の理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害が生じる恐れがあるときは、県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければなりません。

仮理事選任後は、速やかに理事選任のための総会（定款で理事の選出を理事会で行うとしているNPO法人の場合は、理事会）を開催し、新たな理事を選任する必要があります。

○ 仮理事選任の申請書類

提出書類のリスト	参照ページ
仮理事選任申請書	91
就任承諾及び誓約書の謄本	90
役員の住所又は居所を証する書面	—
最新の定款	—
最新の登記事項証明書	—

《参考》仮理事選任のフロー



※本庁所管法人に係るものは県民生活課、それ以外のNPO法人に係るものについては県民局にて対応します。

(5) 定款の変更

NPO法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません。(定款に特別の定めがある場合には、この限りでない。)

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます(注10)。

(注10) 社員総会のみなし決議を行った際の議事録記載事項

- ・総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ・前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ・総会の決議があったものとみなされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

ア 認証が必要な場合

NPO法人は、以下に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を県知事に提出し、県知事の認証を受ける必要があります。

また、当該定款の変更が、下線の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して県知事に提出する必要があります。

- ・目的
- ・名称
- ・その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ・主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ・社員の資格の得喪に関する事項
- ・役員に関する事項（役員の数に係るものを除く。）
- ・会議に関する事項
- ・その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ・解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ・定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり県知事に対して提出された書類の一部は、受理した日から1月間、公衆の縦覧に供することとなります。県知事は、申請書の受理後3月以内に認証又は不認証の決定を行います。

認証後、NPO法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、NPO法人は、定款の変更の登記完了提出書を、県知事に提出する必要があります。

なお、所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を經由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります。つまり、NPO法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

○ 定款変更時（認証申請が必要な場合）に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更認証申請書	92
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	93
変更後の定款	—

(2) 前記(1)のほか、行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款の変更の日(※)の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	36
定款の変更の日(※)の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	40

※「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から3月程度経過後の日）

(3) 前記(1)(2)のほか、所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
役員名簿 (役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	28
確認書	31
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 又は(設立後これらの書類が作成されるまでの間は) 設立当初の事業計画書、活動計算書、財産目録	61~88

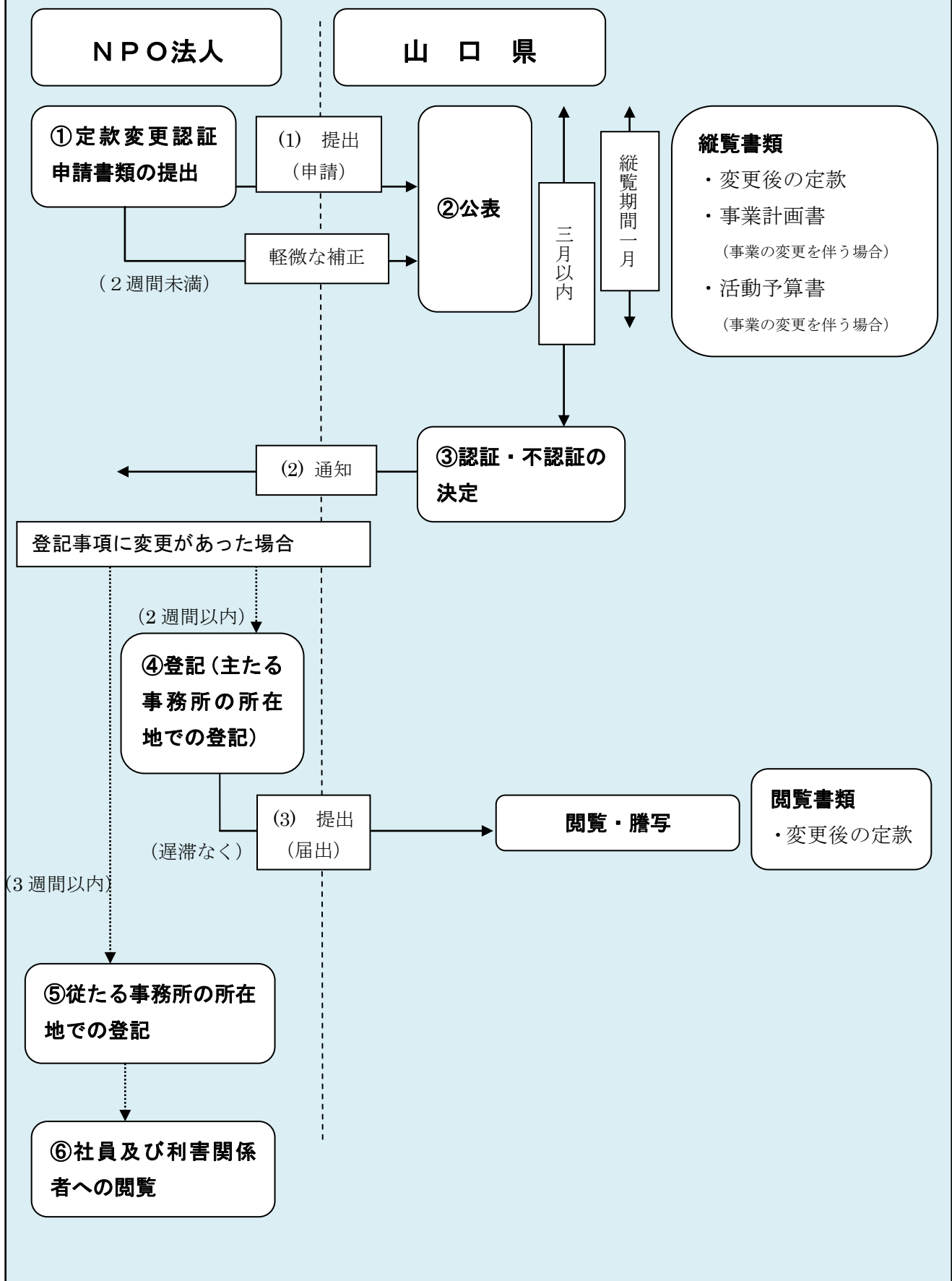
(4) 認証申請書類の補正時に提出する書類

申請書等補正申立書	42
-----------	----

○ 定款変更認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書	94
登記事項証明書	—

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



イ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や、役員の定数の変更など以下に掲げる事項のみに係る変更の場合には、県知事の認証は不要であり、県知事に対する届出のみが必要となります。

この場合、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を県知事に届け出なければなりません。

また、NPO法人は、登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記、3週間以内に従たる事務所の所在地での登記が必要となります。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を県知事に提出する必要があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る）・ 役員の定数の変更・ 資産に関する事項の変更・ 会計に関する事項の変更・ 事業年度の変更・ 解散に関する変更（残余財産の処分に関する事項を除く）・ 公告の方法の変更・ 法11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項） |
|--|

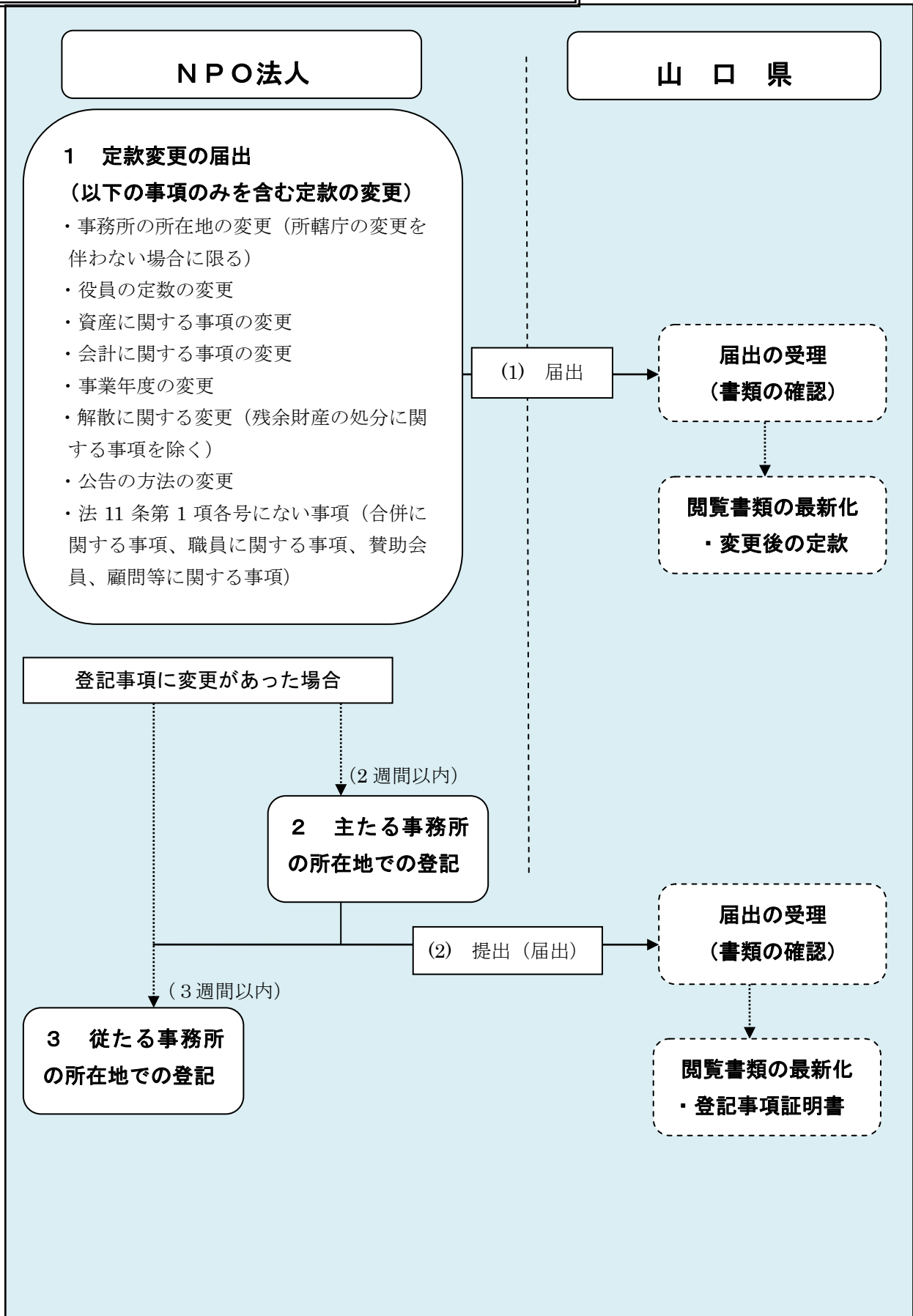
○ 定款変更時（届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合））に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更届	95
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	93
変更後の定款	—

○ 定款変更後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書	94
登記事項証明書	—

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー



2 NPO法人の情報公開

(1) NPO法人事務所での情報公開

NPO法人は、毎事業年度1回、初めの3月以内に、第3章1(1)(45頁)の「事業年度終了後の報告」に掲げる事業報告書等(表中①～⑦)を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。

また、役員名簿並びに定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)についてもすべての事務所に備え置かなければなりません。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません。

このほか、NPO法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、NPO法人の活動状況等の状況を内閣府が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています。

(2) 県での情報公開

ア 閲覧・謄写

県知事は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等(閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、)役員名簿又は定款等について、社員等に限らず、すべての人から閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

閲覧及び謄写の場所は、県民生活課、県民局(所管法人のみ)及びやまぐち県民活動支援センターです。

また、謄写については、1枚10円(両面コピーは20円)を負担していただくことになります。

○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO法人 (閲覧)		県知事 (閲覧又は謄写)	
事業報告書 等	事業報告書	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日	○	過去5年間に提出を受けたもの
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○	
役員名簿(※2)		○		○	最新のもの
定款等 (※2)	定款	○	最新のもの	○	
	認証書の写し(※1)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

- (※1) 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。
- (※2) 県知事又はNPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

イ NPO法人データベースでの情報公開

NPO法の立法趣旨である市民によるチェックの推進と県民の利便性の向上を図るため、県においては、平成20年11月からNPO法人データベースを構築し、事業報告書等を県のホームページに掲載し、情報発信しています。

3 NPO法人に対する監督及び罰則

(1) 報告及び検査

ア 県知事は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」という。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該NPO法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

イ 立入検査の手續に関する義務は、次のように定められています

- ① 県知事は、前記アの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる理由を記載した書面を、あらかじめ、当該NPO法人の役員等に提示することとされています。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません。

(2) 改善命令

県知事は、NPO法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます。

(3) 設立の認証の取消

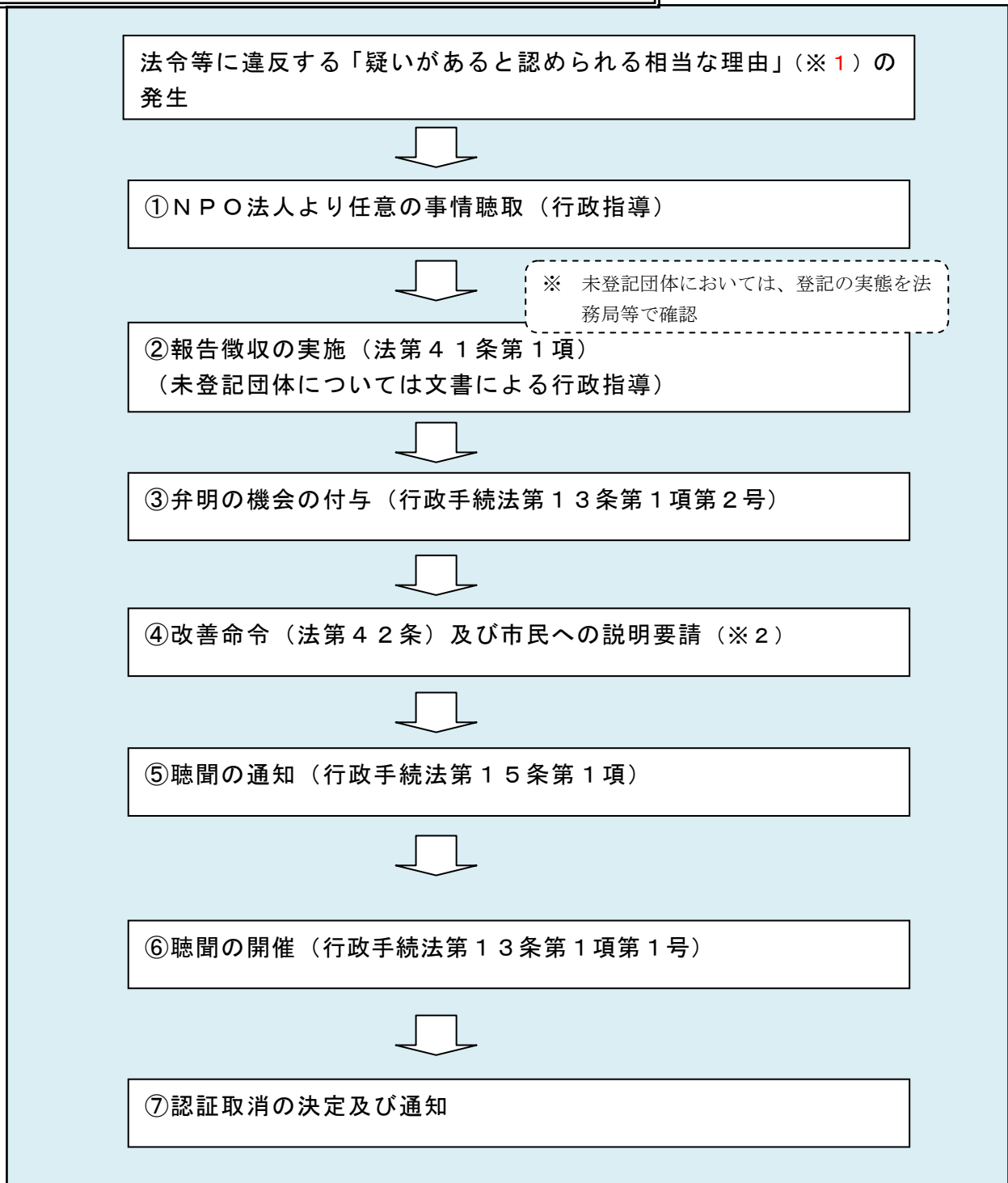
ア 県知事は、NPO法人が前記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、またNPO法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます。

イ 県知事は、NPO法人が法令に違反した場合、前記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます。

ウ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該NPO法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 県知事は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該NPO法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

《参考》NPO法人の指導・監督のフロー



(※1) 「疑いがあると認められる相当な理由」とは、疑いをもつに足りる客観的合理的な理由を意味しており、法令等違反の存在を立証するほどのものである必要はありません。疑いを持つに至る原因には具体的には以下の場合が想定されます。

①事業報告書等の記載内容から「疑い」をもつ場合

- ・事業報告書等に違法性を疑われる記載がある。
- ・事業報告書等に違法性を判断するために必要な記載事項が欠落している。

②県の外部からの情報提供により「疑い」をもつ場合

- ・監事から法第18条第3号に基づく報告がなされた。
- ・市民から「疑いがある」と信ずるに足りる情報提供がなされた。
- ・マスコミ等において「疑い」を喚起する事実が報道され、又は当該報道の担当者から相応の情報提供がなされた。
- ・刑事事件又は他法令違反が発生し、警察又は他法令の担当部局から然るべき情報提供がなされた。

(※2) 「市民への説明要請」は、「NPO法人が自らの情報をできるだけ公開することによって、市民からの信頼を得て、市民によって育てられていく」という法の理念に照らし、NPO法人に対し、広く市民に向けて自主的に説明を行うように要請するものです。

(注1 1) ③弁明の機会の付与及び④改善命令については、以下の場合には実施しません。

- ・6月以上設立未登記
- ・3年以上事業報告書等未提出
- ・改善命令による改善が期待できず、かつ、他の方法による監督不能

(4) 罰則

ア 50万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者
- ② 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等

イ 20万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき

- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき
- ⑦ NPO法人が貸借対照表の公告の規定に違反して若しくは清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等及び破産手続き開始の申立てに関する公告の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき
- ⑧ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
- ⑨ NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議意義に対する弁済等の規定に違反したとき
- ⑩ 前記（１）の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

ウ 10万円以下の過料

NPO法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10万円以下の過料に処せられます。